

蓄熱式ウォームマット等導入助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「協会」という）は、環境問題対策の一環としてアイドリング・ストップ運動をより効果的に推進するため、仮眠用冷暖房補助具として「蓄熱式ウォームマット」、「燃焼式ヒーター」及び「バッテリー式冷房装置」（以下「機器」という。）の普及を図るため、新たに機器を導入する会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(対象車載器)

第2条 アイドリング・ストップ運動に効果のある仮眠用冷暖房機器として協会がさだめたもの。

(助成対象会員)

第3条 助成金の対象は、当該年度の4月1日以降に、新潟県内の認可営業所に新たに機器（レンタル品を除く）を導入した会員に助成する。

(助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、蓄熱式ウォームマット1枚につき10,000円。燃焼式ヒーター1基につき100,000円。バッテリー式冷房装置1基につき100,000円とする。

(助成対象数)

第5条 助成対象は認可車両台数、または上限50台以内とする。

(助成金の請求)

第6条 助成の請求は、4月1日から翌年の1月31日までに購入し、支払いが完了した機器について、実績報告書（別添様式1）に所定の事項を記載し、機器請求明細書、領収書の写し等、協会が必要とする書類を添付して当該年度の2月12日までに協会に提出しなければならない。

但し、新車購入と同時に機器を導入した場合には注文書等で確認できる書類及び機器の金額についての領収書を添付すること。

(財産処分の制限)

第7条 会員は、交付対象となった機器が1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第8条 会員は前条の処分期間内に会員資格を失ったとき、または助成を受けた営業所を廃止したときは助成金を返還しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

(附 則)

第1条 平成11年7月19日施行の蓄熱式ウォームマット購入助成金交付要綱は廃止する。

第2条 本要綱は平成20年4月1日より運用する。

一部改正 平成25年5月27日

様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 様

住 所
会社名
代表者

印

蓄熱式ウォームマット等導入助成金事業実績報告書
(助成金交付請求書)

「蓄熱式ウォームマット等導入助成金交付要綱」第6条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 助成種別： 蓄熱式ウォームマット 燃焼式ヒーター バッテリー式クーラー

2. 整理番号： ~

3. 助成申請数： 蓄熱式ウォームマット _____ 枚
燃焼式ヒーター _____ 基
バッテリー式クーラー _____ 基

※助成額	蓄熱式ウォームマット	1枚	10,000円
	燃焼式ヒーター	1基	100,000円
	バッテリー式クーラー	1基	100,000円

4. 助成金請求額： _____ 円

5. 添付書類
導入車両内訳書
請求明細書 (写)
領収書 (写)

6. 振込先銀行口座 銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合
支店名： 本店 ・ 支店
預金種類： 普通 ・ 当座
口座番号：
フリガナ：
口座名義：

7. 申請担当者 氏 名： 電話番号：

蓄熱式ウォームマット等導入車両内訳書

会社名

担当者氏名

整理番号	支店 営業所名	登録番号	車名	初年度 登録年月	マット、ヒーター、 クレーラーの別	装置の メーカー型式等	購入単価	助成申請額	購入 年月日
合計申請数							台	助成金申請額	円